

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月11日(月)午後2時10分から午後2時28分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

### 出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	吉田 龍平	欠
〃	3	高田 正和	〃	推進委員	1	小野 敏輝	出
会長職務代理者	5	高田 光國	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
会長	6	田邊 忠宏	〃	〃	3	辻田 樫市	〃
委員	7	原田 敬造	〃	〃	5	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 1人

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第5 議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

## 6. 会議の概要

議長

ただ今から令和元年第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員4名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番高田正和委員、5番高田光國委員をお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第17号について、ご説明いたします。

整理番号は、28でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は220㎡です。

今回、譲受人である●●さんが増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地に小作人が存在しているかどうかについては、農地基本台帳等を確認した結果、小作人は存在しませんでした。

次に、権利取得後に今回取得する農地を含めて、すべての農地が耕作されるかどうかについては、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在保有している農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行いますので、取得後すべての農地について耕作されるものと認められます。

次に、農業生産法人及び農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する特定法人に関する審査基準については、本件は個人の権利取得ですので法人に関する審査基準には該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取した結果、現在基幹的な農作業に常時従

事しており、取得後も農作業に常時従事すると認められます。

次に、権利を取得する者が取得後において農地下限面積20アールを満たすかどうかについては、申請書に記載された取得面積と農地基本台帳等に記載されている現在の経営面積を合算すると、取得後の経営面積は下限面積を満たしますので問題ありません。

最後に、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかについては、住所地から徒歩で4分程度になりますので、通作が可能であると認められます。

議長 　ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第17号、整理番号28は許可と決定します。

次に、議案第17号、整理番号31について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは議案第17号について、ご説明いたします。

整理番号は、31でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は5筆、地目は畑が1筆、田が4筆、面積は計1,657㎡です。

今回、譲受人である●●さんが増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

本議案について、小作人の有無、権利取得後に今回取得する農地を含めてすべての農地が耕作されるか、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうか、農地下限面積20アールを満たすかどうかについては、全て問題ありません。

最後に、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかについては、住所地から徒歩5分程度になりますので、通作が可能であると認められます。

議長 　ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 　下限面積20アールを達成しているのは町外か。

事務局 今回取得するものの残りの面積については、他の家族の名義で所有しており、家族経営の形で所有しているため、問題ないと考えます。

● 番 無償移転になっているのは親戚関係があるのか。

事務局 親戚関係で贈与の形になっています。

議長 その他にございますか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第17号、整理番号31は許可と決定します。

次に、今回上程されています議案第18号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び議案第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、関連する議案ですので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第18号、整理番号29及び議案第19号、整理番号30についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第4条及び5条に基づく申請でございます。

4条については●●●●さん、5条については、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり2筆、4条の地目は畑、面積は441㎡、5条の地目は田、面積は283㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、自己住宅の建築を目的に申請が行われました。

議長 事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作がされていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枡を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので影響はないと判断します。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局 農地の区分は第3種農地と判断しております。

事務局

転用目的は個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の議案第18号、整理番号29及び議案第19号、整理番号30の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番

配置図を見ると、北側の尖ったところは使うようになっていないが、どういう使い方をするのか。

事務局

ここについては擁壁を建てて道路面に面した形にして、来客用の駐車スペースにすると聞いています。

議長

その他、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号29及び30について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号29及び30は許可と決定します。次に、整理番号32について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第19号、整理番号32についてご説明いたします。

事務局

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は4筆、地目は田が3筆、畑が1筆、面積は計1,209㎡です。今回、譲受人の●●●●さんが所有権を取得し、道路事業計画を目的に申請が行われました。

昨年も何度か議案で挙がっていた716号線の新設道路事業の用地の関係です。

なお、その都度、会議でお付けさせていただいた資料につきましては、先にお渡しした現地での説明資料をご覧ください。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作がされていない状況です。

転用目的は、新設道路事業用地となっています。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間には土留め兼用の水路を計画しており、土砂等の流出はありません。

雨水については、計画水路により、付近の水路に放流します。

近隣農地への日照及び通風の影響については、計画道路面と田面との高低差が0.4から2.0m程度であるため、影響ないと判断します。

以上です。

議長  
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は新設道路事業用地であり、適当であると考えます。

担当課に確認したところ、この道路の計画は、県道里庄地頭上線から里見川堤防までで、歩道を含めた道路幅は9.5mです。また、道路両側に水路も設置されており、農業用水としての機能も確保されています。

現在は、地権者への用地交渉を行っており、契約が終了したところから用地を買い取るというところでもあります。

用地の取得は、あくまでも地権者との交渉成立があつてのことですが、令和元年度で用地の売買が完了いたしましたら、令和2年度に交付金の要望等の手続きを行い、令和3年度からの工事着手を行う予定と聞いております。

この度の転用については、地方公共団体等における新設道路事業に係る公共転用となり、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められ、問題ないと考えております。

事務局  
議長

以上です。

ただ今の議案第19号、整理番号32の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号32について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(多数挙手)

賛成多数でございますので、議案第19号、整理番号32は許可と決定します。

以上をもちまして、令和元年第11回総会を閉会いたします。